

議案第二十九号

三朝町身体障害者医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町身体障害者医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成参年参月式拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町身体障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町身体障害者医療費助成条例（昭和五十七年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

三朝町心身障害者医療費助成条例

第一条中「身体障害者」を「心身障害者」に改める。

第二条第一項本文を次のように改める。

この条例において「心身障害者」とは、次の各号に掲げる者であつて、町内に住所を有する者をいう。

第二条第一項に次の各号を加える。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が三級又は四級である者として記載されている者
 - 二 児童相談所又は精神薄弱者更生相談所において精神薄弱者と判定された者で、療育手帳制度要綱（昭和四十八年厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けた者
- 第五条の見出しを「（医療費助成金の請求）」に改め、同条中「医療費請求書」を「医療費助成金請求書」に改める。

第六条中「医療費の受給者」を「被保険者等」に、「医療費」を「医療費助成金」に改める。
第七条の見出しを「(医療費助成金の返還)」に改め、同条中「医療費の助成」を「医療費助成金」
に、「助成した医療費」を「支給した医療費助成金」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。